

## ケアハウス「フォンテーヌ」重要事項説明書

### 1. 経営法人

法人名 社会福祉法人 博愛会  
所在地 長野市浅川東条295-5  
電話番号 026-256-6520  
代表者名 理事長 高木 清  
設立年月日 昭和44年11月1日

### 2. ご利用施設

- 1) 施設の種類 ケアハウス  
平成12年9月29日指定
- 2) 施設の目的 利用者の日常生活に必要な便宜を供与し、もって利用者が健康で明るい生活が送れることを目的とします。
- 3) 施設の名称 ケアハウス 「フォンテーヌ」
- 4) 施設の所在地 長野市浅川東条295番地5
- 5) 電話番号 026-259-1165
- 6) 施設長氏名 上原 直幸
- 7) 当事業所の運営方針 温かい心とありがとうの心が輪をつくり、笑顔と希望が湧き出る施設を目標とします。
- 8) 開設年月日 平成12年10月2日
- 9) 入所定員 27人

### 3. 居室の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として個室です。

居室種類	室数	備考
個室	23室	1人部屋
2人部屋	2室	夫婦部屋
合計	25室	

共有設備の種類	室数	備考
食堂	1室	30名収容
浴室	男女各1室	個室風呂1
医務室	1室	

\* 上記は厚生労働省厚生省が定める基準により、ケアハウスに設置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、契約者に特別にご負担いただく必要はありませんが、個室風呂を使用する際は予約及び自費（300円）が必要となります。

○居室の変更 契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

○居室に関する特記事項 不慮の事故等で破損を生じた場合には、実費にて修復をお願いします。~~することがあります。~~

書式を変更: フォント: 太字 (なし)

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、契約者に対してケアハウスが提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準	当施設配置状況
1. 施設長	1名	1名
2. 介護職員	1名	1名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 栄養士	1名	1名
5. 事務員	1名	1名

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤務体制
施設長	早出: 7:00~16:00 1名
介護職員・生活相談員	日勤: 8:30~17:30 1名
栄養士・事務員	遅出: 11:30~20:30 1名

#### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

1) 当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

##### ① 食事

- 当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに契約者の身体の状況、および嗜好を考慮した食事を提供します。
- 食事はできるだけ離床して食堂にて食事をとっていただけるように配慮しています。食堂以外での食事（入居部屋への持込等）は原則として認めません。  
（食事時間）朝食 8:00~9:00 昼食 12:00~13:00 夕食 18:00~19:00  
（食費）1日3食: 730円〔朝食180円、昼食300円、夕食250円〕

##### ② 入浴

浴室をご用意しております。  
（入浴時間）8:00~20:00 月曜日は清掃日とさせていただきます。

##### ③ 健康管理

医師や看護職員が、健康相談を行います。また、年1回~~1~~回の健康診断をお願いします。入所時の健康診断については、提携医療機関の高木クリニックで実施します。入居後は健康診断の日程を設定し、病院までの送迎をいたします。なお、経費については、実費負担となりますのでご了承ください。

書式を変更: フォント: 太字 (なし)

書式を変更: フォント: 太字 (なし)

##### ④ ごみの処理

当施設で回収します。回収時間は、10:30です。  
回収ゴミは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン、カン、ペットボトル）です。

⑤ 郵便物の受け取り

2階入口に郵便受けをご用意しておりますが、小包及び郵便物等はいったん事務所で受け取り、配達いたします。(書留等も含む)

⑥ 掃除

公共スペースは当施設事務所の管理で行います。入居部屋内は契約者ご自身でお願い致します。

⑦ 公衆電話の設置

2階受付に公衆電話を設置しております。

⑧ ホームヘルパーの利用(掃除、買物、通院付き添い、入浴介助)は、個人契約で行ってください。

⑨ 喫煙

施設内では喫煙出来ません。

2) 以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

① 公共料金

- ・電気料、(当施設より毎月10日にご請求しますので、当月末までに金融機関からのお振込みにてお支払ください。1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)
- ・水道料金は利用料金に含まれます。
- ・新聞、電話、その他生活するうえで必要とされるものにつきましては、個人契約をお願い致します。NHK受信料は免除になります、お手続きは各自でお願いいたします。

② 特別な食事

契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③ 個室風呂の使用

1回300円でご利用できます。(予約が必要です。2階職員にお申し付け下さい。)

④ 洗濯機

1回100円で60分間ご利用できます。(乾燥機とは別料金です。)

⑤ 乾燥機

1回100円で60分間ご利用できます。(洗濯機とは別料金です。)

⑥ 理髪・美容

出張サービス等も含め、個人契約でお願いします。必要であれば当施設でご紹介します。

⑦ レクリエーション、クラブ活動等

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことがあります。なお、入居者同士の親睦会も開催いたします。利用料金:材料代等の実費をいただきます。

⑧ 基準外介護サービス

契約者の希望により、基準外介護サービスの提供をさせていただきます。利用料金をご確認の上、お申し込みください。

- 経済状況の著しい変化やその他やむをえない事由がある場合、相応な額に変更する場合があります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

3) 利用料金のお支払方法（契約書第3条参照）

料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、毎月10日にご請求しますので、当月末日までに金融機関からのお振込みまたは事務所にてお支払いください。

## 6. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

1) 持込の制限

入居にあたり当施設が危険と判断したものは原則として持ち込むことができません。

2) 面会

面会時間 7：00～20：30迄

- ・ 来訪者は必ずその都度職員に届け出てください。（入退館帳への記入をお願いいたします。）なお、来訪される場合、前項記載禁止物の持込はご遠慮ください。
- ・ 入居部屋内であれば、来訪者の方でもご宿泊いただけます。（施設ご利用の際は、実費をいただきます。）
- ・ 来訪者の食事もお用意いたします。（ご利用される前日朝までに当施設スタッフまで、ご連絡下さい。利用料金は実費をいただきます。）

3) 外出・外泊

外出時間 7：00～20：30（外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。）

4) 食事

食事が不要な場合には、前日までにお申し出下さい。

5) ペット

ペットについては原則ご遠慮下さい。但し、生活環境によりご相談下さい。

6) 施設・設備の使用上の注意（契約書第7条参照）

- (ア) 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- (イ) 故意にまたはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者の自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただきます。
- (ウ) 契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただしその場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- (エ) 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

## 7. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は契約者の希望により、協力機関において診察や入院治療を受けることができます。但し協力医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、協力医療機関での診療・入院を義務づけるものでもありません。

協力医療機関

医療機関の名称	社会福祉法人博愛会 高木クリニック
所在地	長野市鶴賀緑町1596 TEL: 234-3239
診療科	産科・婦人科・内科

医療機関の名称	永島歯科医院
所在地	長野市鶴賀緑町1261 TEL: 235-8888
診療科	歯科

## 8. 施設を退所していただく場合

- ① 医師の診断・要介護認定等によりご契約者の心身の状況の悪化が著しく、ケアハウスでの生活が困難と判断された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむをえない理由によりケアハウスを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下参照をご覧ください。）
- ⑤ 事業者から退所の申し出が行われた場合（詳細は以下参照をご覧ください。）

- 1) 契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第12条、第13条参照）  
契約の有効期限内であっても、契約者より当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する1ヶ月前迄に解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により契約者の身体・財物・信用を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ② 他の利用者が、契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

- 2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第14条参照）  
以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約

を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ② 契約者による、第3条（サービス利用料金の支払い）第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上延滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ 契約者が故意または過失により、事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不正行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 9. 残置者引取人（契約書第17条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残された契約者の所持品（残置物）を契約者自身が引き取れない場合に備えて、[残置物引取人]を定めさせていただきます。（契約書第17条参照）当施設は、[残置物引取人]に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、契約者または残置物引取人にご負担いただきます。入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

### 10. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

#### 1) 当施設による苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情解決責任者 施設長 上原 直幸

苦情受付責任者 生活相談員 小林 まさ子

### 11. 損害賠償について（契約書第8条、第9条）

当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者はすみやかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただしその損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 12. 非常災害対策について（管理規定13条）

当施設では、非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

### 13. 原状回復義務について（契約書第15条）

当施設において、契約者は、本契約が終了したときは、入居期間に関わらず居室全体の壁ビニールクロス、天井クロス及び床タイルカーペットの貼り替え、物入れクロスの貼り替え、ドレープカーテンの交換、レースカーテンの交換、キッチン混合栓交換、ルームクリーニング、エ

アコンクリーティング等通常の使用に伴う一切の消耗を含む全ての変更箇所及び、汚損・損傷箇所を修復し、居室を原状に回復してあげ渡すものとします。

**<重項事項説明書付帯文書>**

**1. 施設の概要**

1) 建物の構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階

2) 建物の延べ床面積

全 体	4,429.95㎡
ケアハウス	1,660.25㎡
特別養護老人ホーム	1,830.35㎡
特別養護老人ホーム(短期)	417.18㎡
デイサービスセンター	343.44㎡

3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

デ イ サ ー ビ ス	平成12年9月29日	長野県2070101015号	定員25名
短期入所生活介護	平成12年9月29日	長野県2070101023号	定員10名
特別養護老人ホーム	平成12年9月29日	長野県2070101023号	定員60名

4) 施設周辺の環境

閑静な住宅街にあり、騒音もなく日当たり良好です。

2. 併設施設の利用

1) 介護保険法に沿った利用手続きにより、ご希望者は併設施設での、地域包括支援センター博愛の園及びデイサービス・短期入所生活介護等をご利用いただけます。職員にご相談ください。

3. 併設施設との交流

併設されますと特別養護老人ホーム利用者と、各種行事及びボランティアの来訪時には、ご希望者は参加可能となっておりますので職員がお声がけしますので、ご参加ください。

ケアハウス「フォンテーヌ」重要事項説明書に関する同意書

令和 年 月 日

ケアハウス「フォンテーヌ」の入所に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住所 〒381-0064  
長野市浅川東条 295 番地 5  
社会福祉法人 博愛会  
事業者名 ケアハウス「フォンテーヌ」  
代表者名 理事長 高木 清 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ケアハウス「フォンテーヌ」の入所に同意しました。

契約者 住所  
氏名 印

契約者保証人 住所  
氏名 (続柄) 印

|

2024.04.01

